

令和 4 年 7 月 19 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

区再編推進事業本部  
企画調整部企画課  
総務部人事課  
市民部市民協働・地域政策課

## 行政区再編協議について

### ◆配付資料◆

- ・協議会のあり方について

資 料 : 区協議会、地区コミュニティ協議会の基本構成

## 区協議会、地区コミュニティ協議会の基本構成

- 1 **3つの区協議会を置く**（地方自治法 §252-20）
  - ・区協議会の委員は地域分科会の会長等とする
  - ・各会長が分科会の意見を持ち寄り意見交換する
  - ・地域分科会の要望について、市に意見を述べることができる
  - ・区長はオブザーバー参加し、意見集約や事務調整を図る
  
- 2 **7つの地域分科会を置く**（地方自治法 §252-20 の一部）
  - ・地域分科会の委員は自治連 50 地区から公平性に配慮して選ぶ
  - ・分科会は地区コミュニティ協議会の提案を聞かなければならない
  - ・分科会の会長は区協議会の委員を兼ねる
  - ・諮問、協議、報告を受け、要望をすることができる  
(天竜区は区協議会と地域分科会を一体として区協議会(25人)として運営する。)
  
- 3 **最大 50 の地区コミュニティ協議会を置くことができる**（認定規定）
  - ・地区自治会連合会単位で任意設置
  - ・協働センターに事務局を置く
  - ・コミュニティ担当職員が事務局の事務を担う
  - ・事務局を置く協働センターには、会を運営する直執行予算を確保する
  - ・地区コミュニティ協議会は地域分科会に提案することができる
  - ・協働センターを核とした課題解決事業予算はこれまでどおり確保する
  
- 4 **その他**

区協議会、地域分科会、地区コミュニティ協議会にかかる予算は区役所費で措置することで、予算、決算時に議会が執行運用両面でチェックすることができる。

### 《参考》

【地区コミュニティ協議会に関する区及び区協議会設置条例中の文案イメージ】

××条 地域分科会は〇〇条に規定する「地区コミュニティ協議会」の提案を受け止め審議し、必要な場合市へ意見を述べることも、地区コミュニティ協議会に結果を報告しなければならない。

〇〇条 住民は住民自治の充実のため、概ね市自治会連合会の定める地区単位で「地区コミュニティ協議会」を設置することができる。

- 2 市は地区コミュニティ協議会に対し、必要な支援を講じることとする。
- 3 地区コミュニティ協議会の事務局は、当該地域の協働センターに置く。
- 4 地区コミュニティ協議会は地域分科会に対して提案することができる。
- 5 地区コミュニティ協議会の設置基準及び、会の運営等については別に定める。

※別紙 区協議会及び地区コミュニティ協議会の基本構成（図）

区協議会及び地区コミュニティ協議会の基本構成（図）（白抜き文字は条例事項）

